

海 関 総 署

目次

- 第一 前回の要請事項の要旨
- 第二 その後の経過
- 第三 新海関条例に対する評価
- 第四 再犯者対策

第一 前回の要請事項の要旨

前回直接面談の機会はありませんでしたが、要請事項の要旨は次のようなものでした。

要請 1

税関で模倣品の輸出の取締りを一層強化していただきたい。

要請 2

- (1) 税関で被疑物件が発見された場合の担保金を低額化し、かつその供託までの期限を延ばし、かつその還付を確実に履行していただきたい。
- (2) 被疑物件の真贋鑑定のプロセスにおいて、被害者に過大な負担がかからないようにしていただきたい。

要請 3

- (1) 税関が模倣品及び知的財産権侵害品を押収した場合に当該模倣品及び知的財産権侵害品を完全廃棄するようにしていただきたい。
- (2) 不合理な費用を権利者に負担させないようにしていただきたい。

要請 4

関係官庁と協力して、原産地表示の適正の確保を図っていただきたい。

要請 5

- (1) 模倣品その他知的財産権侵害品に関する輸出業者・製造元などの情報を提供していただきたい。
- (2) 他の行政機関との連携を強化していただきたい。
- (3) 香港税関をはじめ、他の地区や他国の税関との交流を強化し、中国からの模倣品その他知的財産権侵害品に関する情報提供システムを確立していただきたい。

第二 その後の経過

税関での取り締まりについて、取締りの姿勢が明確になったことが伺われる事例が報告されており、現場レベルでは供託する担保金の提供などについて柔軟に対応いただいているケースが報告されております。また、日本企業と一部海関との間で意見交換などを行う場を設けていただく等の協力的な関係が進展している等現場での対応を評価しているとの評価もございます。

1. 税関での取り締まりについて、取締りの姿勢が明確になったことが伺われる下記の事例が報告されています。
 - (A) 税関からの侵害可能性物品の通知や差し押さえ件数がより多くなり、その通知内容もより詳しくなった。
 - (B) ペアリング関連では、福州、上海、天津などで約 56 万個の偽造品を摘発していただいた。
 - (C) 香港向けの電気ポット 800 台を発見し、適切に押収・処分した。
 - (D) セイシェル向けの扇風機 610 台、ガステーブル 19 台を発見し、適切に押収・処分した。
 - (E) ナイジェリア向けの蛍光管 10,000 本を発見し、適切に押収・処分した。
 - (F) 輸出業者のデータを公開した。
 - (G) 職権で偽物の腕時計を差し止めした。

2. これに対して以下のような例は改善がみられておりません。
 - (A) 競売が終了するまで倉庫に保管され、その倉庫の保管料が権利者負担とされた。
 - (B) 倉庫保管料の権利者側の負担及びそれが担保金の 15% に相当する高額なものであった。

3. 従いまして、上記の要請事項につきましては、引き続きご尽力いただきますようお願いいたします。

第二 今回の優先要請事項

以下、今回の優先的要請事項として、日本企業にとって喫緊の課題である次の二点について述べます。

1. 新海関条例に対する評価
2. 再犯者対策

要請事項 1 新海関条例に対する評価

1. 評価すべき改正内容

知的財産権海関保護条例について以下の評価すべき内容を含む改正がなされ、2004年3月1日から施行されました。

税関に対する保護の対象となる権利の事前届出を不要とした。

荷受人、出荷人の異議申し立てに基づく、侵害調査の中止の規定が削除された。

2 残された課題

(1) 担保供託

担保供託については、依然として担保金の低額化等の要請が寄せられています。前記新条例においては、「権利者は貨物と同額を超えない担保を提供しなければならない」（第14条）とされましたが、これでは担保金の軽減につながらないと思われます。具体的には次のような事例が報告されています。

(A) 商標を付したVCDプレーヤーが発見されたが、当該貨物の没収廃棄申立に際

し、貨物と同額を供託した。

(2) 権利者の費用負担

貨物の差押に関連する保管費用、処置費用が権利者の負担となっている点については改正がなされませんでした(第25条)。権利者の負担を軽減し、不合理な費用を権利者に負担させることがないよう、改善をしていただきますよう要請します。

(3) 侵害品の流通可能性

税関で模倣品あるいは他人の知的財産権の侵害品を押収した場合において、ブランドを消去した状態で競売に付される余地が残されていることは新条例においても同じです(第27条)。このような規定はぜひとも改めていただきたく要請します。

3 運用面での課題

(1) また、新海関条例のもとで、次のような好ましい事例が報告されております。

- (A) 担保金をインボイスの半額以下やFOB価格の1/3程度でよいとされた。
- (B) 供託までの期間(3日間)を申請により1週間程度まで延長した。
- (C) デジカメ写真による鑑定を認めてもらったり、鑑定期間の延長や鑑定に赴かなくてもよいとされた。

(2) しかし、他方下記のような事例も報告されておりますので、その是正をお願いいたします。

- (A) 税関が差し止めを行った後、出荷先、バイヤー、製造元といった情報の開示がなく抜本的な解決に至らない。また、工商局との連携も不十分と思われる。
- (B) 折角、海関にて侵害疑義品を拘留しても、荷主からの異議申立や訴訟提起を恐れて、積極的な行政処分が行われないことがあります。こうした機会において必要と判断する場合にはAICや人民法院等に対して鑑定を依頼する等して、侵害事実の認定を海関内にて積極的に行っていただきたい。

要請事項2 再犯者対策

1 再犯者対策の必要性

貴国の知的財産侵害事件の顕著な傾向として再犯の頻発があります。実際日本側の調査でも、前回の要請以後の1年未満の短期間の調査で、再犯の被害にあったとの報告が調査対象会社の約10%ありました。また、再犯者に対する処分が十分であるとは思われないとの調査結果が多くありますので、これに対する行政面及び司法面での効果的対策が必要です。

再犯の防止は、単なる行政的な制裁だけでは十分ではなく、司法的な制裁が必要です。この司法的な制裁の効果を挙げるためには、その端緒として、税関による刑事告発が有効です。特に再犯は反社会的組織との関係があるケースが多いので、その意味でも刑事訴追の必要性があります。税関による積極的な刑事告発がなされることを望みます。

2 関係行政当局との連携強化

また、輸出業者のみならず製造業者を追跡し、再犯者に対する行政的な制裁を徹底する観点から、工商行政管理局、質量技術監督局等関係機関との連携、必要に応じたこれら機関への案件移管を積極的に行なっていただきますようお願いいたします。

3 侵害者情報の開示

さらに、前回の要請事項でもある模倣品その他知的財産権侵害品に関する輸出業者・製造元などの情報の開示は、再犯者対策としても重要です。これにつきましては、次のような評価すべき事例が現れていますので、今後更に積極的な情報の公開及び提供を図っていただきますようお願いいたします。

(A) 香港向けの製品を発見した際、製造工場の名称・住所を開示してくれた。

(B) セイシェル向けの製品を発見した際、製造工場の名称・住所を開示してくれた。

以上